

平成 26 年 8 月 8 日

各位

相双五城信用組合  
理事長 庄子 勇雄

## 平成 26 年 3 月期における経営強化計画の履行状況について

当組合は、「金融機能強化のための特別措置に関する法律」に基づき、平成 26 年 3 月期の経営強化計画の履行状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

今後も、同計画を着実に履行し、東日本大震災からの復興及び中小規模事業者等に対する信用供与の円滑化に積極的に貢献してまいります。

### 記

#### 1. 実施体制の整備

##### (1) 相談所の設置等

原発事故に伴い避難されているお取引先への対応のため、会津若松市、二本松市に相談所を設置し、復旧・復興に係る相談業務及び預金業務の取扱いを継続実施しておりますほか、お客様の強い要望により、いわき相談所を支店に格上げし、いわき地区に避難されている浪江支店、大熊支店、富岡支店のお客様にも対応させて頂いております。

また、平成 25 年度は宮城県内 1 号店となる「亘理支店」(宮城県亘理郡亘理町逢隈地区)を平成 25 年 7 月にオープンし、加えて、津波で流失し仮店舗で営業を行っていた「相馬港支店」を、お客様の利便性向上を図るため仮店舗にはなかった A T M の設置も行ったうえで平成 25 年 8 月に新装開店しました。

さらに、宮城県南部及び仙台市の一部を営業エリアとしている五城信用組合(本店所在地:宮城県柴田郡大河原町)と、平成 25 年 11 月 25 日対等合併し、3 店舗増加して全 14 店舗(現在休止中の 3 店舗含む。)となりました。

##### (2) 休日融資相談会の実施

営業時間外に来店されるお客様のため夜間融資相談会を開催し、融資のご相談にお応えしてはりましたが、休日の融資相談機会を求められるお客様の声にお応えするため、平成 24 年 6 月より夜間融資相談会に代え、月 2 回午前 9 時から午後 5 時までの休日融資相談会を開催し、平成 26 年 5 月現在 261 件のご相談を受け 63 件に対しご融資をしております。

##### (3) 債権管理サポートチームの設置

就業や営業の生産活動の中止を余儀なくされております、多くの被災されたお客様に対し、金融円滑化法が終了した現在におきましても、組織横断的な債権管理サポートチームにより、引き続き条件変更を含めた対応に努めております。

## 2. 具体的な取組み

### (1) 被災者への信用供与等の状況（平成 26 年 5 月末現在）

- ・ 被災者向けの新規融資実績 515 先 / 14,351 百万円
- ・ 貸付条件の変更実績 455 先 / 10,387 百万円
- ・ 約定弁済の一時停止実績 10 先 / 457 百万円

### (2) 震災復興に向けた商品の提供・開発

福島県の公的支援制度融資である「ふくしま復興特別資金」などの取扱いのほか、プロパー商品として「そうしん復興特別資金」などを開発し、平成 26 年 5 月末までに、93 件、2,820 百万円の融資を実行しております。

また、被災者の生活支援に向けましては、自宅や車等に損害を受けたお客様への無担保無保証の融資商品「東日本大震災復興旧ローン」などを引続き販売・推進しております。

### (3) 事業再生・事業承継へ向けての支援

- ・ 顧問契約を結んでいる中小企業診断士に加え、税理士、弁護士等の各種専門家との協働や福島県産業復興相談センターの各種専門家派遣、中小企業再生支援協議会との連携のほか、中小企業基盤整備機構との連携も図り中小企業者の事業再生に向けた様々な問題の解決、さらには支援するための体制を構築しております。
- ・ 独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部の協力のもと「知的資産経営と事業承継セミナー」を平成 26 年 3 月に開催しております。

### (4) 二重ローン問題等への対応

地域復興に向け設けられました各種機関と連携し活用を推進しているとともに、私的整理ガイドライン等に基づく対応などにつきましても、弁護士や税理士とも連携しながら、お客様の意向等を考慮のうえ積極的に利用を勧奨するなど対応を図っております。

➢ 「福島産業復興機構」... 4 先について買取完了、1 先について当組合での支援決定

➢ 「東日本大震災事業者再生支援機構」... 2 先について買取完了、1 先について当組合での支援決定

➢ 「私的整理ガイドライン」... 1 先については弁済計画書に同意済

### (5) 被災者への主な支援事例

【事例 1】津波被害により店舗設備が流失した取引先に対して、福島県産業復興センターと連携し、店舗建設設計とマネジメントについて支援したことで同社は新たな土地で事業再開を果たしました。その後も、同センターと連携して作業工程を含む業務全般を見直すなどの改善を指導しましたほか、現在は経営改善計画書の作成を支援しております。

【事例 2】震災前から収益力に問題を抱えたまま事業を継続していた取引先に対し、福島県産業復興センターと連携して、事業の問題点を洗い出し経営改善計画書を作成し、メイン金融機関として計画書に基づく条件変更を他の金融機関に対し依頼・調整する等の支援をしております。

実施状況の詳細については、別紙「特定震災特例経営強化計画の履行状況報告書」（平成 26 年 6 月）をご覧ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

総合企画部 TEL：0244（36）5561

以上